

資料

福R7.12.15

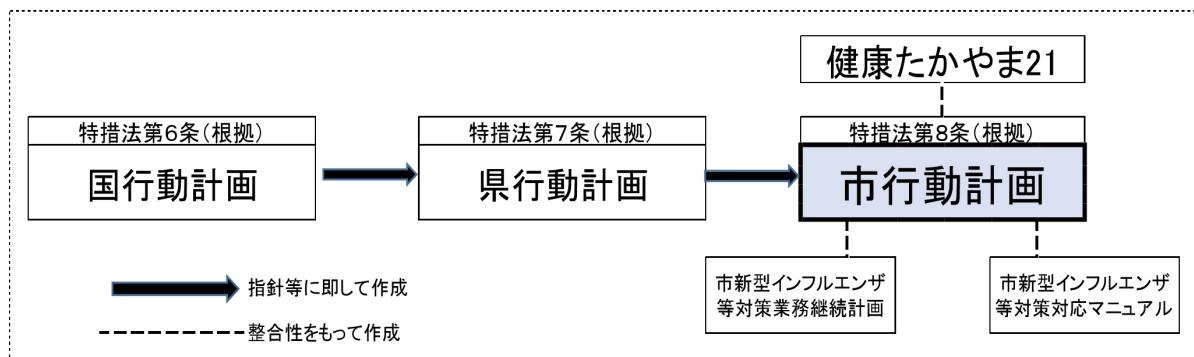
高山市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 計画の位置づけ等

高山市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第8条の規定により、国、県の行動計画に基づき策定する計画である。

平成26年の市行動計画策定後に発生した新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）への対応や、先に行われた国及び県の行動計画改定、医療機関への意見聴取等を踏まえ、今後の感染症対策に万全を期すため、市行動計画の改定を行う。

＜計画の体系＞



2. 計画の期間

令和8年度から13年度まで（6年間）

国及び県の計画に合わせ概ね6年毎に改定

3. 国及び県の計画改定の主なポイント

(1) 国の改定ポイント

- ①訓練や物資の備蓄等、新型コロナ対応の経験を活かした平時における準備を充実
- ②従前の対策項目に水際対策やワクチン等を追加するとともに、複数の対策項目に共通する横断的視点（人材育成、地方との連携等）に基づいた取組を強化
- ③幅広い呼吸器感染症への対策を整理し、感染状況に合わせ柔軟かつ機動的な対応を実施
- ④予防接種事務のデジタル化等DXを推進
- ⑤実効性の確保のため毎年度のフォローアップを行う等、計画に沿った取組を推進

(2) 県の改定ポイント

- ①新型コロナ対応における最大規模の体制による対応を実施
- ②新型コロナ対応により構築した「オール岐阜による推進体制」等、「岐阜モデル」による迅速かつ柔軟な対応を実施
- ③複数の感染症の同時流行等、想定外の事態への臨機応変な対応を実施

4. 計画の概要

(1) 計画の目的

現計画と同様に、次の事項を市行動計画の目的とする。

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ②市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるようにする

(2) 主な改定のポイント 資料1

①新型コロナ対応における経験を活かす

- a 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に対応した各種対策の実施
- b 新型コロナ対応を踏まえた取組の強化と新たな取組の追加

②国際観光都市であり広大な市域を持つ高山市の特性を踏まえる

- a 外国人居住者や観光客に対する的確な情報提供の実施
- b 観光客の感染に関連するまん延防止対策の実施
- c 広い市域に暮らす市民に対するワクチン接種体制の構築
- d 医療機関の感染患者受入体制の維持をめざした県等との連携

5. スケジュール

令和7年12月 パブリックコメント

令和8年 3月 市行動計画改定、公表、県報告

参考1 新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

参考2 国・県の行動計画の改定ポイント

市行動計画改定のポイント

資料 1

- ※改定のポイントの分類・・・① (a・b)新型コロナ対応における経験を踏まえたもの
 ② (a～d) 高山市の特性を踏まえたもの

| No. | 対策項目 | 現計画の主な対応（新計画にも記載予定） | 新計画の主な対応（主な追加項目） | | 対応部局 | フェーズ |
|-----|----------------------|--|------------------|---|---------------|---------|
| 1 | 実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画、対応マニュアル、業務継続計画の改定 ・平時からの訓練の実施 ・市対策本部会議等の開催 | ①b | 対策に要する経費の確保 | 財務部 | 初動期 |
| | | | ①b | 対策に携わる職員の休暇の確保、メンタルヘルス支援 | 総務部 医療保健部 | 初動期 |
| | | | ①b | 部局横断による業務体制の確保 | 総務部 医療保健部 | 初動期 |
| 2 | 情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況、予防対策等の継続的な情報収集と情報提供 ・相談窓口の設置 ・インターネットを活用した関係機関との情報共有 ・観光客や旅行会社等に対する情報提供や感染対策の周知 ・市内在留外国人等日本語の理解が難しい人に対する情報提供 | ①a | 病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の科学的知見に基づく正しい情報の収集 | 医療保健部 | 準備期～対応期 |
| | | | ①a | 偽情報や誤情報の拡散による市民の混乱を予防するための科学的知見に基づく情報提供 | 医療保健部 市長公室 | 準備期～対応期 |
| | | | ①a | 感染の可能性があるごみの正しい廃棄方法の市民周知 | 森林・環境政策部 | 準備期～対応期 |
| | | | ①b | 感染に対する偏見や差別的行動の予防に関する情報提供 | 医療保健部 市長公室 | 準備期～対応期 |
| | | | ①b | コールセンターの開設 | 医療保健部 | 準備期～対応期 |

| No. | 対策項目 | 現計画の主な対応（新計画にも記載予定） | 新計画の主な対応（主な追加項目） | | 対応部局 | フェーズ |
|-----|--------------------------------------|--|------------------|--|----------------------|-------------|
| 3 | まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用や手洗い、不要な外出の自粛等の感染予防対策の周知 ・県が行うまん延防止対策への協力 ・県が行うクラスター対策（イベント開催の自粛要請等）への協力 ・検査の需要拡大に対応した検査体制の整備 ・観光客等に対する情報提供や感染対策の強化 ・災害時における避難所でのまん延防止対策の実施 | ①a | 市窓口混雑の緩和対策実施（コンビニ交付の利用促進、書かない窓口への誘導推進）、窓口開設時間の短縮 | 市民福祉部 総務部 関係部局 | 準備期～ 対応期 |
| | | | ①a | 感染の可能性があるごみの正しい廃棄方法の市民周知（再掲） | 森林・環境政策部 | 準備期～ 対応期 |
| | | | ②b | ホテル等宿泊施設、高齢者入所施設等への県と連携した感染拡大予防対策の実施 | 医療保健部 関係部局 | 対応期 |
| | | | ②d | 感染への不安を感じる市民等に対する検査機関の紹介 | 医療保健部 | 対応期 |
| 4 | ワクチン（新項目） ※現計画では「まん延防止」の項目で記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの円滑な供給体制の構築 ・集団接種に関する市民への情報提供 ・特定接種（感染対策に従事する医療従事者等を優先的に行う接種）と住民接種の実施 | ①b | 接種後の健康観察や副反応の十分な説明等、集団接種会場における安全体制の確保 | 医療保健部 | 対応期 |
| | | | ①b | 市民からの副反応や健康被害に関する問合せ、予防接種健康被害救済制度の申請への対応 | 医療保健部 | 準備期～ 対応期 |
| | | | ②a | 日本語の理解が難しい外国人予約者に対する翻訳機の事前準備等の配慮の実施 | 市長公室 医療保健部 | 対応期 |
| | | | ②c | 高齢化の進展と広い市域に対応した身近な場所での集団接種実施体制の構築 | 医療保健部 | 準備期～ 対応期 |
| | | | ②c | 市内各所での集団接種会場の円滑運営に係る府内部局横断体制の構築 | 医療保健部 全部局 | 対応期 |
| | | | ②c | DXを活用した接種記録の適切な管理（予防接種のデジタル化推進） | 総務部 医療保健部 | 準備期～ 対応期 |
| | | | ②d | 市3師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）、市内中核病院等との平時からの連携体制の構築 | 医療保健部 | 準備期～ 対応期 |

| No. | 対策項目 | 現計画の主な対応（新計画にも記載予定） | 新計画の主な対応（主な追加項目） | | 対応部局 | フェーズ |
|-----|---|--|------------------|---|---------------------------------|---------|
| 5 | 保健（新項目） ※現計画では「医療」で記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・発熱時に受診可能な医療機関や受診方法に関する市民への周知 ・県が行う新型インフルエンザ等の診断、治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する国の手引き等の周知への協力 ・医療提供体制の維持に係る関係者との情報共有や意思疎通を目的とした会議等の開催 ・県が行う在宅で療養する患者への支援への協力（安否確認、食事の提供、医療機関への移送等） | ①a | 県が実施する患者や濃厚接触者の健康観察への協力 | 医療保健部 | 対応期 |
| | | | ①a | 県が実施する患者や濃厚接触者へのサービス提供（パルスオキシメーター等の物品の支給等）に対する協力 | 医療保健部 | 対応期 |
| | | | ②a ②d | 日本語の理解が難しい外国人観光客等が発熱時等に安心して医療機関を受診できる体制の整備 | 飛騨高山プロモーション戦略部 医療保健部 市長公室 | 初動期～対応期 |
| | | | ②b | 体調がすぐれない宿泊客に対する、的確な受診方法に関する指導体制の整備 | 飛騨高山プロモーション戦略部 医療保健部 | 初動期～対応期 |
| | | | ②d | クラスター発生により保健所での調査等の業務が滞った場合の速やかな支援対応の実施 | 医療保健部 総務部 | 対応期 |
| | | | ②d | 感染拡大により市内中核病院の新規感染患者の受け入れが困難となった場合の保健所や圏域自治体との協議、病床確保に関する県への要望等、診療維持へ向けた連携した支援の実施 | 医療保健部 | 対応期 |
| 6 | 物資（新項目） ※現計画では「市民生活及び社会経済活動の安定の確保」の項目で記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人防護具等の物資や資材の備蓄、整備、点検の実施 ・県が行う医療機関における医療資器材や医薬品の在庫状況の確認への協力 | ①b | 医療機関や福祉施設に対する個人防護具等の物資の備蓄の啓発 | 医療保健部 | 準備期 |
| | | | ①b | 関係部局と連携した個人防護具等の物資や資材の備蓄、整備、点検の効率的な実施 | 医療保健部 消防 | 準備期～対応期 |
| | | | ①b | 備蓄品補充に関する災害時連携協定を締結している事業者等への協力の要請 | 市長公室 医療保健部 | 初動期～対応期 |
| | | | ①b | 個人防護具等の物資が不足する関係機関等に対する物資の提供 | 医療保健部 関係部局 | 初動期～対応期 |

| No. | 対策項目 | 現計画の主な対応（新計画にも記載予定） | 新計画の主な対応（主な追加項目） | | 対応部局 | フェーズ |
|-----|--------------------|--|------------------|---|------------------------|------------|
| 7 | 市民生活及び社会経済活動の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料品、生活必需品の適切な販売、購入に関する市民や事業者への啓発（価格の高騰、買占め、売惜しみの予防） ・状況に応じた市民の生活相談窓口の設置 ・市内の経済や市民生活への影響に応じた医療提供体制確保への協力、事業活動の縮小や雇用への対策等、必要な財政的支援の実施 | ①b ①b | <p>市民や事業者に対する平時からのマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の適切な備蓄の啓発</p> <p>まん延防止の措置により生じる心身への影響を考慮した施策の実施（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）</p> | 医療保健部 医療保健部 関係部局 | 準備期 対応期 |

新型インフルエンザ等対策行動計画改定の経緯

参考 1

| 時期 | 国内の情勢 | 国 | 県 | 市 |
|---------|----------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------------|
| H 21 年度 | 国内初の 新型インフルエンザの発生 | | | |
| H 24 年度 | | 新型インフルエンザ等対策 特別措置法 施行 | | |
| H 25 年度 | | 新型インフルエンザ等対策 国行動計画策定 | 新型インフルエンザ等対策 県行動計画策定 | |
| H 26 年度 | | | | 新型インフルエンザ等対策 市行動計画策定 |
| R 2～5 年 | 新型コロナの発生・流行 | | | |
| R 6 年度 | | 新型インフルエンザ等対策 国行動計画改定 | 新型インフルエンザ等対策 県行動計画改定 | |
| R 7 年度 | | | | 新型インフルエンザ等対策 市行動計画改定（今回改定） |

<国行動計画の改定ポイント>

| 主な項目 | | 具体的なポイント |
|------|--------------------------------|--|
| 1 | 平時の準備の充実 | 訓練や物資の備蓄等、新型コロナ対応の経験を活かした平時における準備を充実 感染症発生時の医療・検査体制を整備 |
| 2 | 対策項目の拡充と横断的視点の設定 | 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分け準備期の取組を充実 従前の6項目の対策項目に「水際対策」や「ワクチン」等を追加し13項目に充実 偏見・差別の防止、偽・誤情報対策を含めたリスクコミュニケーションの在り方を整理 複数の対策項目に共通する5つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化 <5つの横断的視点> <ul style="list-style-type: none">・感染症危機管理人材を育成・国と地方公共団体との連携・役割分担を実施・DXの推進や技術革新により対応能力を強化・ワクチンや診断薬、治療薬等の研究開発を支援・国際連携による情報収集、研究開発を推進 |
| 3 | 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え | 新型インフルエンザ・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実 中長期的に複数の感染の波が来るなどを想定して対策を整理 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえて柔軟かつ機動的に対策の切替えを実施 |
| 4 | DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進 | 予防接種事務のデジタル化を推進 国と地方公共団体間の情報収集・共有、分析の基盤を整備するとともにDX人材を育成 |
| 5 | 実効性確保のための取組 | 毎年度のフォローアップを実施 おおむね6年毎の改定を実施 |

<県行動計画の改定ポイント>

| 主な項目 | | 具体的なポイント |
|------|-------------------------|--|
| 1 | 新型コロナ対応における最大規模の体制による対応 | 次の感染危機にも対応できるよう平時から最大規模の体制を確保 |
| 2 | 「岐阜モデル」による迅速かつ柔軟な対応 | 新型コロナ対応により構築した次の項目からなる「岐阜モデル」により、迅速かつ柔軟な対応を実施 <ul style="list-style-type: none">・「オール岐阜による推進体制」・「専門知の活用」・「スピード感ある決断」 |
| 3 | 想定外の事態への臨機応変な対応 | 新型コロナを上回る感染拡大や複数の感染症の同時流行、自然災害の発生等想定外の事態に対し、確保した資源を最大限に活用し臨機応変な対応を実施 |